

神戸市告示第 669 号

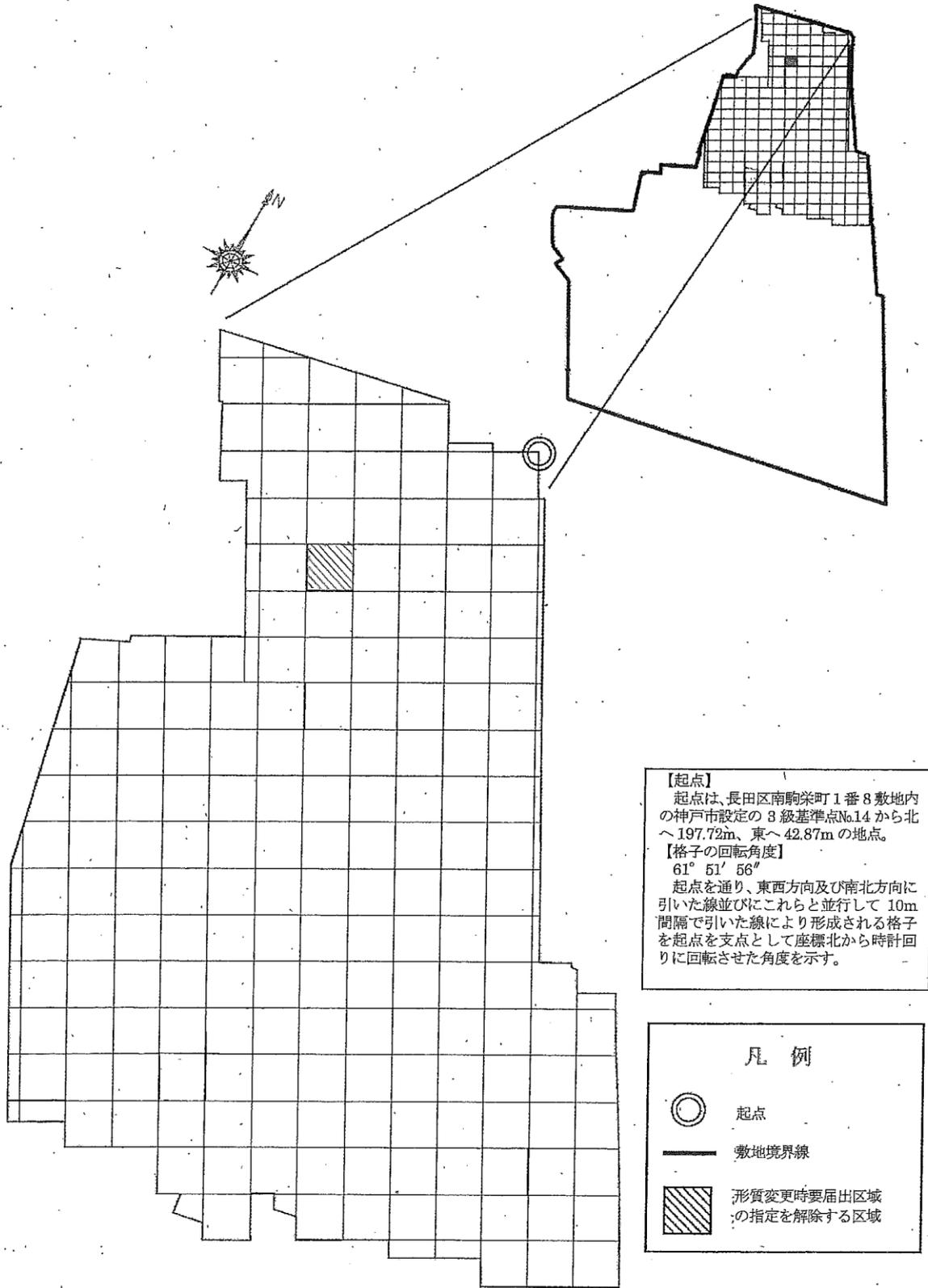
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき，形質変更時要届出区域の一部の指定を次のとおり解除する。

平成 29 年 3 月 16 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域  
長田区南駒栄町 1 番 8 の一部（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称  
砒素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

別図



【起点】  
 起点は、長田区南駒栄町1番8敷地内の神戸市設定の3級基準点No.14から北へ197.72m、東へ42.87mの地点。  
 【格子の回転角度】  
 61° 51' 56"  
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

凡 例

○	起点
—	敷地境界線
▨	形質変更時要届出区域の指定を解除する区域